

参考資料

各論点に係るガイドラインの記載内容等

論点に係るガイドラインの記載：

①事前復興まちづくり計画として検討すべき内容

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）

第1章 事前復興まちづくり計画について

3－2 事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容【P19】

事前復興まちづくり計画には、①検討の前提となる被害想定やまちの課題、②復興まちづくりの目標・実施方針、③目標の実現に向けた課題、④課題解決のための方策（事前に決めておくべきこと、事前に実施しておくべきこと）を記載することを基本とする。

事前復興まちづくり計画に記載する内容は、**①検討の前提となる被害想定やまちの課題、②復興まちづくりの目標・実施方針、③目標の実現に向けた課題、④課題解決のための方策（事前に決めておくべきこと、事前に実施しておくべきこと）を基本とする。**（表2参照）

課題解決のための方策は、事前に決めておくべき事項として、復興体制、復興手順等が考えられ、事前に実施しておくべき事項として、復興訓練や基礎データの整備のほか、復興まちづくりの円滑化のために実施することが望ましい防災・減災対策を整理しておくことが考えられる。

表2 事前復興まちづくり計画の記載内容

項目		想定される記載内容の例示	本ガイドラインの記載内容に対する、復興事前準備ガイドラインでの該当項目
①検討の前提となる被害想定やまちの課題		・地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理 ・復興時の市街地整備等の課題	復興まちづくりの目標・方針、将来都市構造、分野別の復興まちづくりの実施方針
②復興まちづくりの目標・実施方針		・市町村全域の復興まちづくりの目標 ・基本的な考え方（人口や事業規模） ・将来の都市構造 ・復興まちづくりの方針 ・分野別の復興まちづくりの方針	
③目標の実現に向けた課題		・目標を実現するための課題	—
④課題解決のための方策	事前に決めておくべき事項	・体制に関わること ・手順に関わること ・復興まちづくりの工程に関すること（長期間にわたることへの対応、応急仮設住宅用地の確保等）	復興体制 復興手順
	事前に実施すべき事項	・市町村職員の能力向上に関すること（職員訓練） ・住民との合意に関すること（住民との復興訓練等） ・基礎データの整備に関すること（地籍調査等） ・防災・減災対策	復興訓練 基礎データ

論点に係るガイドラインの記載：

②事前復興まちづくり計画が対象とする災害の種別や程度

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）

第1章 事前復興まちづくり計画について

1－2 想定する災害【P11】

事前復興まちづくり計画を検討するにあたり想定する災害は、被災後に面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模な災害とする。

事前復興まちづくり計画を検討するにあたり**想定する災害は、地震、津波、水害等、面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模なもの**とする。

しかし、そのような災害でも、事前復興まちづくり計画の検討の結果、被害の程度や基盤整備状況等によっては、市街地等の再整備を実施せずに**現位置での施設の復旧や建物の個別建替え等、災害復旧や修復で完了できる地域も多い**。そうした**復旧を行う地域と、復興を行う地域の区分を含め、広く被災地域を検討対象**とする。

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）

第3章 事前復興まちづくり計画策定の各段階における実施事項

2－1 ②復興課題の整理（被害想定）【P34】

国や都道府県の情報等をもとに災害による被害を想定する。その際、当該市町村において最大規模の災害による被害を対象とする必要があるが、様々な被災に柔軟に対応できるよう、災害の頻度や規模を考慮した複数の被害想定や、それに応じた選択肢のある復興まちづくりを検討しておくことも重要である。

被害想定は、**地域防災計画で想定している災害を基本**とし、国、都道府県での被害想定をもとに、災害特性、被害状況を確認する。その他の参考とすべき想定があれば、その内容も考慮する。

事前復興まちづくり計画は、**被災後に面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模な災害を想定**するものであり、市町村において想定される**最大規模の災害による被害を対象**とする必要がある。

ただし、想定した災害による被害と実際の被害は必ずしも一致しないことから、様々な被災に柔軟に対応できるよう、**災害の頻度や規模等、複数の被害を想定し、それに応じた選択肢のある復興まちづくりを考えることが重要**である。また、近年の災害発生の激甚化を踏まえて、**地震発生後に間を置かずに水害が発生する等の複合災害を想定**することも考えられる。

市町村の検討の進め方は、最大規模の災害による被害を想定して検討し、その後、複数の被害についても検討することが考えられる。

例えば、**津波の場合、L 1とL 2の津波災害による被害想定を把握した上でL 1とL 2、それぞれの復興まちづくりについて検討することも考えられる。**

また、最大規模の災害による**被害が甚大で復興まちづくりの検討が難しい場合**は、先に比較的、**高頻度で中程度の災害による被害を想定して検討**することも考えられる。

なお、被害想定は、復興検討区域の抽出や復興まちづくりの実施方針の検討の際に活用するため、単に建物被害棟数等の量的な把握に留まらず、図上で被害程度を把握する必要がある。

論点に係るガイドラインの記載：

②事前復興まちづくり計画が対象とする災害の種別や程度

復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）

序章 復興まちづくりのための事前準備ガイドラインについて

4 災害の種類【P2】

本ガイドラインで想定する災害の種類は、「地震」と「津波」とする。

本ガイドラインで想定する災害の種類は、**復興まちづくりを計画的に行う必要性の度合いが高いと想定される「地震」と「津波」とする。**本ガイドラインを活用して、「地震」と「津波」に対する**復興事前準備を進めることは、「大規模又は市街地の火災」や「風水害」からの復興まちづくりにも有効**である。

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）

第1章 事前復興まちづくり計画について

3-1 対象とする分野【P18】

事前復興まちづくり計画は、主に「市街地等の復興」に関する分野を対象とするが、計画の検討にあたっては、住宅や産業、生活等の各分野と連携することが重要である。

市町村における復興計画は、分野を問わず、被災した市町村の全域を対象とし、復興の理念や目標、各種施策をとりまとめた総合的なものになる。

一方、**事前復興まちづくり計画は、主に、市街地復興を対象としてとりまとめる計画**であるが、市街地等の復旧・復興は、被災した地域社会の様々な活動や住宅、生活の基盤となるものである。そのため、**計画の検討にあたっては、住宅、産業、教育、医療・福祉等の各分野と連携することがより良い復興を実現するためには重要**である。（図10参照）

特に産業については、復興後のまちのあり方を考える上で重要な要素となるため、産業分野と連携して、商業や製造業、漁業等の**産業分野の復興の考え方を踏まえて復興まちづくりを検討することが重要**である。その他、交通、観光、景観、歴史・文化等の様々な要素についても考慮して、復興まちづくりを検討することも重要である。

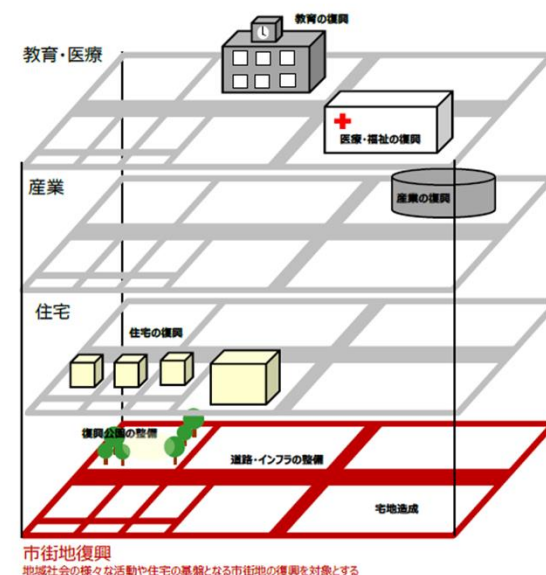


図10 市街地復興と他の分野の連携した復興のイメージ

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）

第3章 事前復興まちづくり計画策定の各段階における実施事項

1－1 検討体制の構築【P31】

市町村のまちづくり部局を中心に、復興まちづくりに関係する部局を含めた検討体制を構築することが望ましい。事前復興まちづくり計画の検討は、発災後のまちの将来像や復興まちづくりの方針等、市町村にとって重要な事項を検討するものであるため、首長をはじめとした庁内全体の理解を得ながら検討を進めることが重要である。

事前復興まちづくり計画は、**まちづくり部局を中心に、防災部局をはじめとした関係部局を幅広く含めた検討体制を構築することが望ましい。**

検討体制の構築にあたっては、**まちづくり部局が事務局になり、関係する部局で構成される庁内検討会議や勉強会を開催し、関係部局の理解を得ながら効率的に検討を進めることが考えられる。**

こうした**検討体制は、被災後には、復興まちづくり計画の検討体制にもなりえる**ため、平時から関係部局と連携することは重要である。

なお、市街地等の復興に関する分野に限らず、**他分野も含めた総合的な計画を検討する場合や、復旧時の対応も含めた計画を検討する場合は、企画部局や防災部局と連携**することが考えられる。

また、計画検討は市町村職員の復興まちづくりへの理解の促進や、被災時の復興まちづくりを担える人材育成の機会となるため、職員自ら主体的に検討に関わることが望ましい。

さらに、復興まちづくりを進める上では、地方公共団体の首長の役割も大きい。被災後の復興まちづくりの方向性を決定し、住民等の理解を得る際に重要な役割を担うこととなるため、首長の理解を得ながら事前復興まちづくり計画の検討を進めることが重要である。

このほか、庁内での検討体制の構築に加え、復興に関する有識者や地域の専門家等の多様な外部主体を含めた検討体制を構築し、様々な観点から議論することが考えられる。

また、検討の進捗に応じて、公共施設の整備主体または管理主体となる国、都道府県が検討体制に加わることや、**近隣の市町村と連携した検討体制を構築**することも考えられる。

復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）

第4章 市町村における復興事前準備の進め方

1 まちづくり部局において復興事前準備の必要性に気づく【P23】

ポイント

まちづくり部局において、本ガイドライン等をもとに復興事前準備の必要性や取組内容を学ぶ。
地域防災計画における被害想定と、災害復旧・復興に関する事項を確認し、復興事前準備の必要性に気づく。

復興事前準備は、被災後、復興まちづくりの実施主体となって行う、まちづくり部局が中心的に取り組む必要がある。

復興事前準備の取組をはじめするには、まちづくり部局において、本ガイドラインや特定の災害に応じたガイドライン等（「津波被害からの復興まちづくりガイダンス」等）をもとに、復興事前準備の必要性や取組内容を学ぶことが有効である。

また、復興事前準備の一般論を学ぶだけでなく、自らのまちに当てはめて考える必要がある。防災まちづくりが必要な地区等、被災の可能性が高い地区を1枚の図面に整理して、被災したまちの状況を認識することは、復興まちづくりの課題をイメージする上で有効である。

まず手始めに市町村の地域防災計画における、「被害想定」とそれに対する「災害復旧・復興に関する事項」を確認する。

復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）

2 庁内に復興事前準備の取組内容とその必要性の理解を広げる【P24】

ポイント

幅広い分野の職員が復興事前準備の必要性に気づくための場を設定する。その場で、地域防災計画における被害想定と、災害復旧・復興に関する事項を紹介して、自らのまちでの復興事前準備の必要性に気づいてもらう。

復興事前準備のPR資料を活用して、復興事前準備の必要性を共有する。

復興事前準備の取組をはじめするためには、防災部局をはじめ幅広い部局と連携して進めることが必要である。市町村における基本的な復興まちづくりの方針に関わることから、**幅広い分野の職員が復興事前準備の必要性を理解する必要**がある。

各種計画の検討の場で復旧・復興に向けての仮住まいとなる応急仮設住宅を1つのテーマとする等、復興事前準備の理解を深める場を設定し、その場で、「1まちづくり部局において復興事前準備の理解を深める」で確認した地域防災計画における被害想定と、災害復旧・復興に関する事項を紹介する。

幅広い分野の職員が、「市町村が主体となって復旧・復興まちづくりを実施できるか」、「市町村のどの地区が被災し、どのような復興が必要になるのか」等を考えることで、復興事前準備の必要性に気づき、共有する。

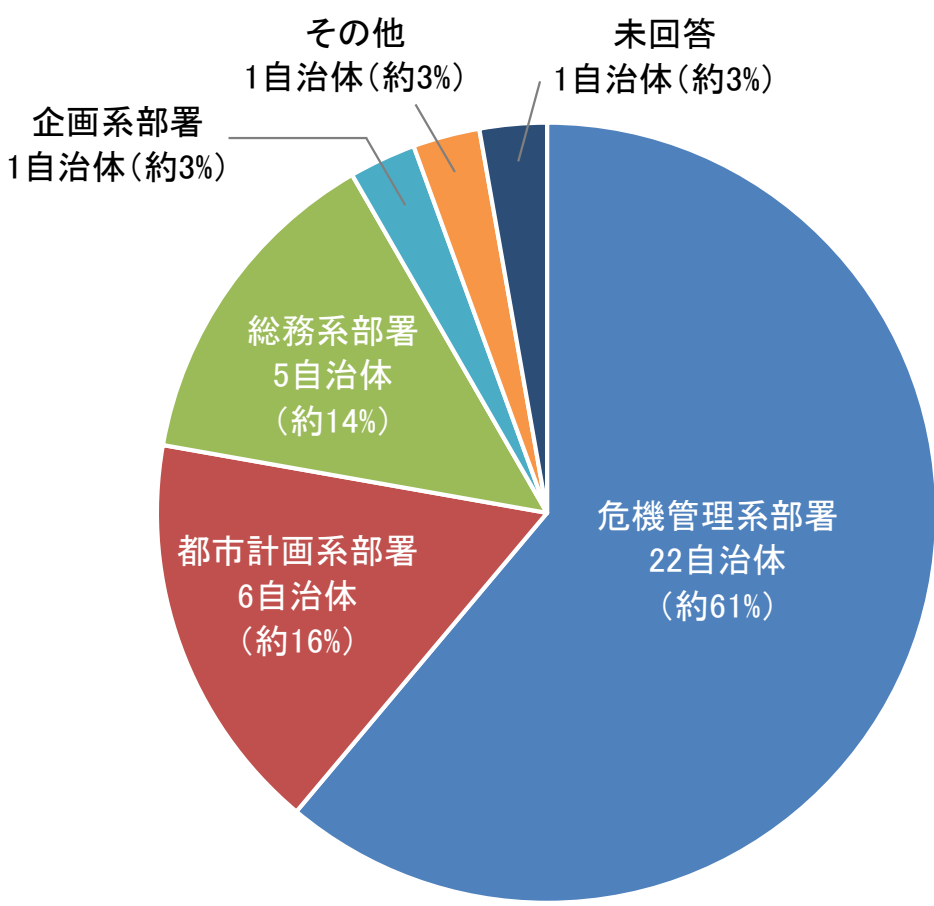
幅広い分野の職員への周知にあたっては、本ガイドラインのほか復興事前準備のPR資料を活用して、復興事前準備の必要性に気づいてもらう。

また、市町村の首長を含む幹部を対象とした復興事前準備の理解を深める場の設定や、**首長を含む幹部が、災害復興や復興事前準備をテーマとした会議、セミナーに参画**することも、復興事前準備を進める上で有効な取組である。

③計画検討体制

○計画策定済みの自治体における、計画策定の主体は危機管理系部署が約61%でと最も多く、次いで都市計画系部署が約16%、総務系部署が約14%となっている。

■事前復興まちづくり計画策定の主体



事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）

第5章 都道府県による市町村への支援

1 都道府県による市町村への支援の重要性【P64】

都道府県は、大規模災害が発生した場合、復興の基本方針の策定や、市町村の復興まちづくりのサポート等、重要な役割を担うことが想定される。

東日本大震災からの復興まちづくりでは、県が先行して復興基本方針を示し、それを受けて市町村による復興まちづくりの本格的な検討が進められた。また、実際の復興まちづくりの実施にあたっては、様々な場面で、県が市町村を支援した。

平成25年6月に公布された大規模災害復興法では、特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、政府の復興基本方針に即して、都道府県の復興方針を定めることができるとされ、市町村は復興基本方針に即して復興計画を定めることができるとされている。

さらに、令和4年度取組状況調査において、都道府県による市町村への復興事前準備の取組みの働きかけの状況と市町村の着手率を見ると、**管内市町村を支援している都道府県では、支援していない都道府県と比べて、復興事前準備の市町村の着手率がより高くなっている。**

都道府県は、市町村による事前復興まちづくり計画の検討がより一層効果的に進められるように、様々な支援をすることが期待される。

特に、小規模の市町村ではまちづくり関係の職員の不足や、市街地整備事業の経験不足等が想定されるため、都道府県の支援が必要である。

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）

第5章 都道府県による市町村への支援

2 都道府県による市町村の計画検討に対する取組支援【P65】

都道府県は、市町村の事前復興まちづくり計画の検討の促進に資する情報提供や人的支援等を行う等、市町村の事前復興まちづくり計画の検討を主体的に支援することが望ましい。

都道府県は、**市町村の事前復興まちづくり計画の検討を促進するため、技術的な情報提供や人的支援等の様々な支援を主体的に実施することが望ましい。**

具体的には、**技術的な情報提供**として、市町村の事前復興まちづくり計画の検討のための**ガイドラインの策定**や、計画検討の際に参考となる**被害想定**や**都道府県の復興指針案の策定等**が考えられる。また、**人的支援**として、計画検討を支援する**都道府県の体制構築**や、**市町村職員の育成に資する講習会**や**復興訓練の開催**、市町村の**計画策定を促進するための連絡会議の開催等**が考えられる。このほか、市町村の計画検討に要する**経費に対する財政支援**を行うことも考えられる。

また、市町村が具体的な復興まちづくりの目標や実施方針を検討する際、**都道府県が管理する公共施設の復旧・復興方針と整合を図ることも考えられる**ため、**都道府県は、市町村の検討体制に加わることも考えられる**。このほか、都道府県は、**近隣市町村で重複する公共施設等がある場合に、効率的な施設整備を調整したり、複数の市町村が共同で計画を検討する場合に支援**すること等も考えられる。

都道府県による支援にあたっては、「復興事前準備の主流化に向けた取組事例集（令和4年12月）」における都道府県による復興事前準備の取組事例も参考になる。

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）

参考事例 都道府県による市町村への支援例

ア. ガイドラインの策定等による技術的支援

ア-1. 市町村による“被災後の”復興計画策定や、復興まちづくり事業の実施に向けた手順に関するガイドライン作成等による技術的情報提供

ア-2. 市町村による“被災前の復興事前準備”に関するガイドライン作成等による技術的情報提供

イ. 災害発生時に策定する復興計画の指針となる都道府県の復興基本方針や復興計画の事前作成

ウ. 市町村職員向け復興訓練の機会提供等による人材育成に関する支援

エ. 講習会等の開催による情報提供

オ. 事前復興まちづくり計画検討の取組みに係る経費の支援

カ. 事前復興まちづくり計画の検討を支援する都道府県体制の構築

キ. 大規模災害に関する被害想定の実施と情報提供

復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）

参考 都道府県、各種団体、コンサルタントにおける復興事前準備の取組

1 都道府県における復興事前準備の取組【P59】

平成28年度アンケート調査における復興事前準備の取組内容を、都道府県別に見ると、復興事前準備に関するマニュアルや計画を策定している埼玉県、東京都、静岡県内の市町村では、「平時のまちづくり計画や施策の中に復興の視点を取り入れている」、「復興に対する意識啓発や理解度の向上を図っている」、「復興の取組に関する体制づくりを進めている」と回答している団体が全国平均より高い。

市町村の復興事前準備の取組の促進には、都道府県が関わることが重要である。都道府県における復興事前準備の取組例として以下の事項が挙げられる。

【都道府県における復興事前準備の取組の例】

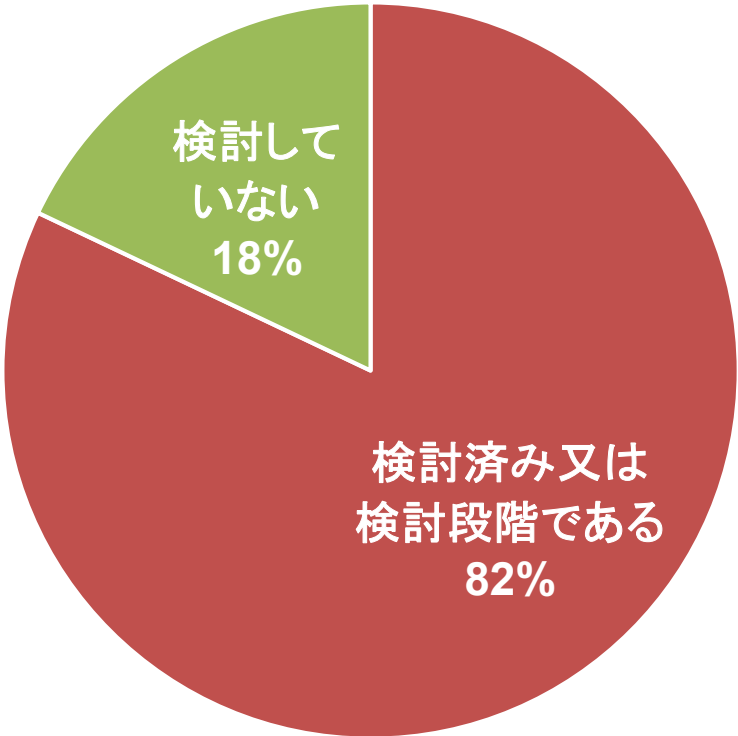
- 都道府県が策定する計画への復興事前準備の位置づけ
- 復興事前準備に関する手引きの策定
- 復興事前準備に関する手引きの策定にあわせた、研修会やシンポジウムの開催
- 市町村の復興事前準備の取組を支援する体制づくり
- 市町村への有識者の紹介

④ 都道府県の役割

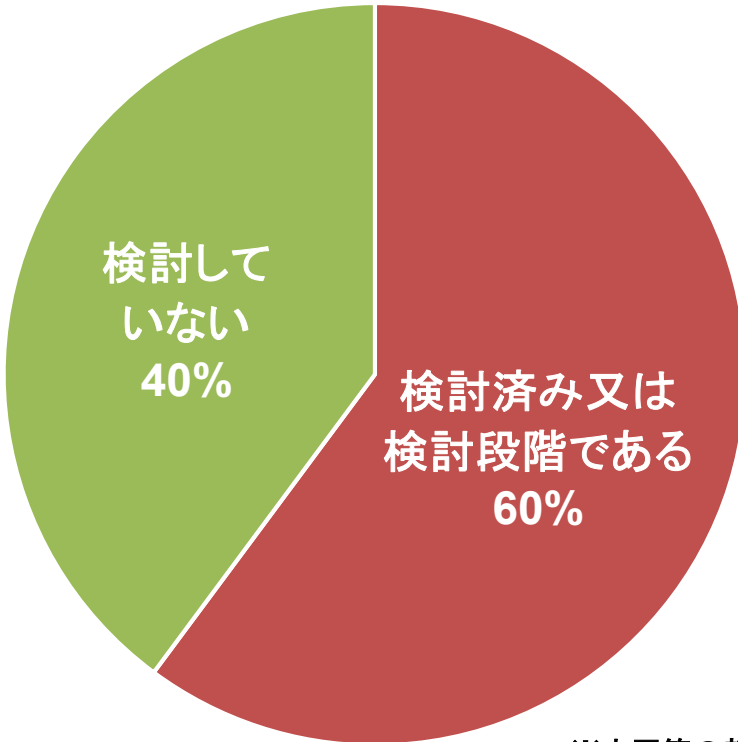
○市町村に対して復興事前準備を促している都道府県では、市町村の取組着手率が高い傾向

■ 都道府県による市町村への支援内容

【市町村への支援を行う都道府県（16県）内における市町村の取組状況】



【市町村への支援を行っていない都道府県（30県）内における市町村の取組状況】

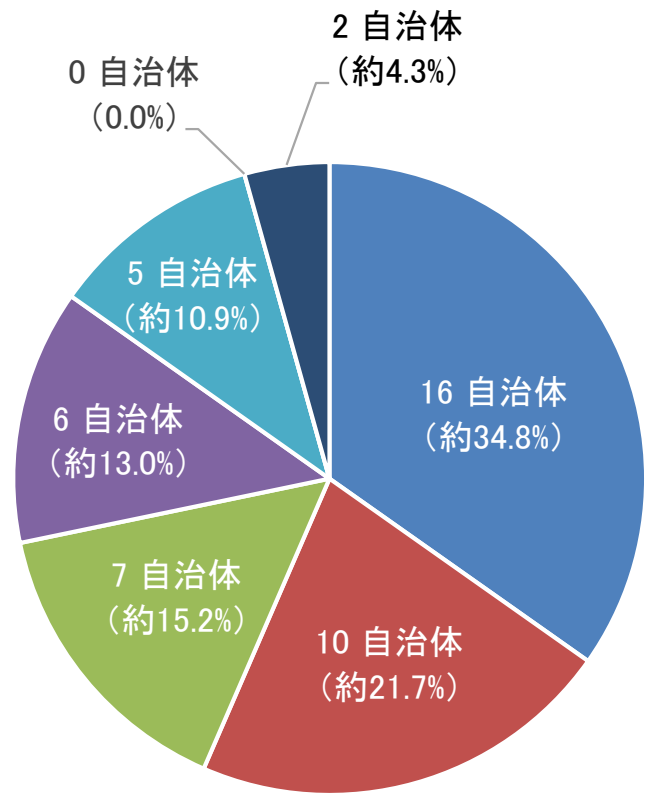


※未回答の都道府県を除く

④ 都道府県の役割

○都道府県の復興事前準備に係る市町村への働きかけとして、様々な支援や情報提供を行なっている都道府県が約35%を占める一方、働きかけを行っていない都道府県が約65%を占める

都道府県下の市町村における復興事前準備の取組への働きかけ

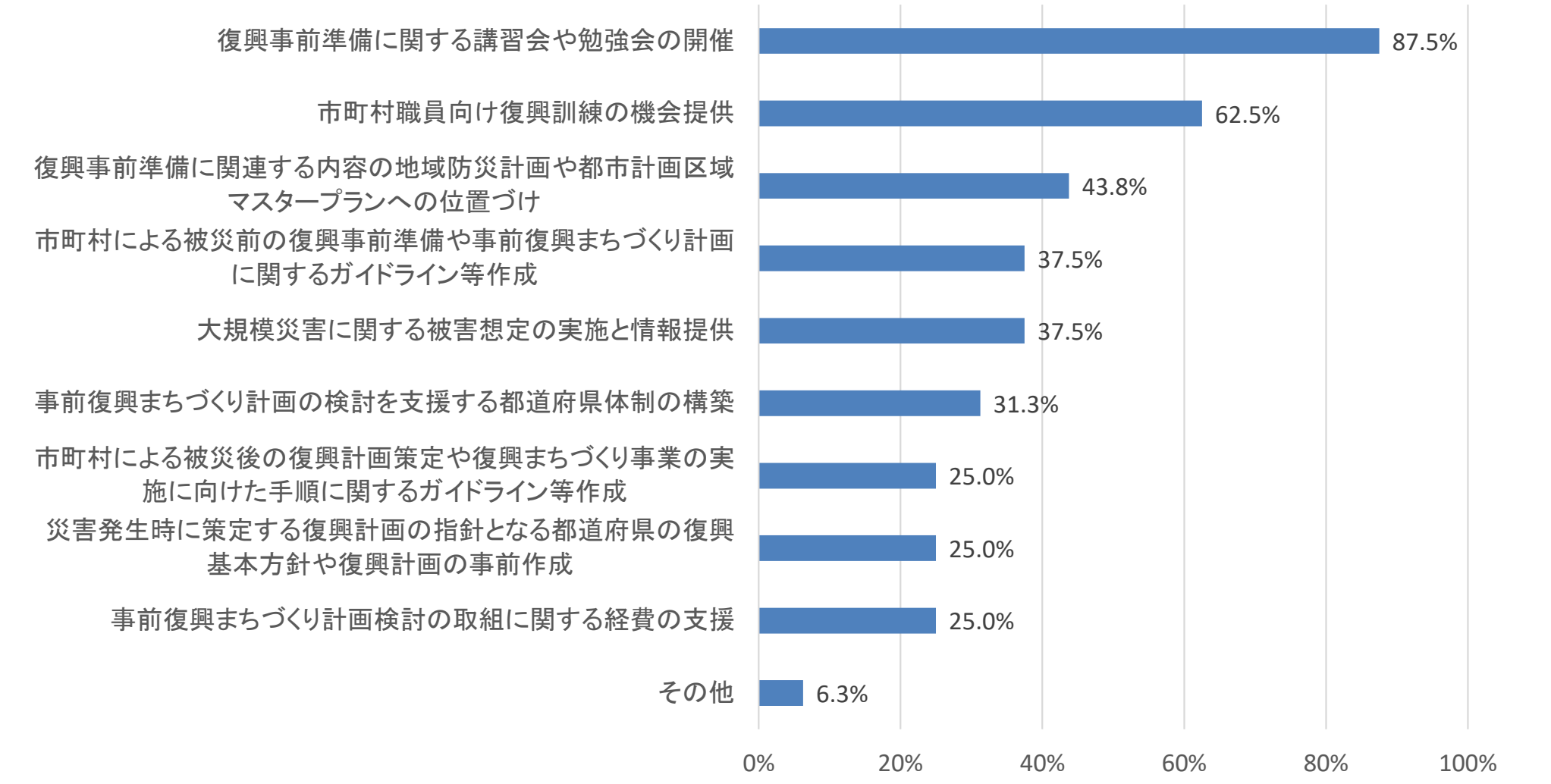


- 1: 重要な課題として認識し、市町村に対して準備を促すべく様々な支援や情報提供をしている
- 2: 重要な課題として認識し、市町村に対して準備を促しているが特段の支援まではしていない
- 3: 重要な課題として認識しており、今後市町村に対して準備を促していく予定である
- 4: 重要な課題として認識しているが、特段市町村への働きかけはしていない(市町村の認識も高いため準備を促す必要がない)
- 5: 重要な課題として認識しているが、特段市町村への働きかけはしていない(市町村に委ねるものであり準備を促す必要はない)
- 6: 準備の必要性は低い、緊急性の低い課題として認識している
- 7: その他(自由記述)

④都道府県の役割

○復興事前準備に係る都道府県の支援や情報提供等の取組としては、講習会や勉強会の開催（約88%）、職員向け復興訓練の機会提供（約63%）が多い

支援や情報提供はどのような取組を実施されているか



④都道府県役割

○復興事前準備の取り組みについて都道府県へ期待する事項としては、事前準備全般についての内容の解説や情報提供（約71%）や都道府県計画における復興事前準備の位置付け（約72%）が多い

復興事前準備の取り組みについて都道府県へ期待する事項

